

別表

日常生活用具費の種目等一覧

種 目	支給対象者	性 能	耐用年数	基準額 (単位:円)
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者	腕又は脚の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(児童の場合は、2級以上)及び知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって、原則として3歳以上のもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	67,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者で、原則として3歳以上のもの(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が容易に使用できるもの	5年	15,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者で、原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	4年	159,000
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする	5年	33,100
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8年	159,200
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児・者で、入浴に介助を必要とするもので、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用できるもの	8年	90,000

便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	障害児・者が容易に使用できるもの（手すりを取り付けることができる。）	8年	4, 450
頭部保護帽	下肢・体幹・平衡機能・移動機能障害で、歩行困難若しくは歩行が不安定なもの又は知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジ・革製 15, 200 スポンジ・革・プラスチック製 36, 750
歩行補助つえ	下肢機能若しくは体幹機能又は平衡機能に障害を有し、原則として3歳以上のもの	T字又は棒状のもの（夜光材を付帯することができる。）	3年	3, 000 夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合は1,200円）増しとする。
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児・者で、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60, 000
特殊便器	上肢障害 2 級以上及び知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難である原則として学齢児以上のもの	足踏ペダルにより温水温風を出すことができるもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用できるもので温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151, 200
火災警報器	身体障害等級 2 級以上及び知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15, 500

自動消火器	身体障害等級2級以上及び知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	8年	28,700
電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって、18歳以上のもの	容易に使用できるもの	6年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	視覚障害児・者が容易に使用できるもの	10年	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の障害児・者で、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害児・者で、必要と認められるもの	障害児・者が容易に使用できるもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害児・者で、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	障害児・者が容易に使用できるもの	5年	56,400
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者が容易に使用できるもの	10年	17,000
盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	容易に使用できるもの	5年	9,000
盲人用体重計	視覚障害2級以上の障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	18,000
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体自由児・者で、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用できるもの	5年	98,800

情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚機能障害児・者で、原則として3歳以上のもの	障害児・者が容易に使用できるパーソナルコンピュータの周辺機器若しくはアプリケーションソフト	5年	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の障害者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
点字器	視覚障害児・者	容易に使用できるもの（点筆を付帯することができる。）	標準型 7年 携帯用 5年	10,400
点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害児・者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。）	容易に使用できるもの	5年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
盲人用時計	視覚障害2級以上の障害者。	視覚障害者が容易に使用できるもの	10年	13,300
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有するもの（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者）で、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができるもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの	5年	71,000

聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害児・者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用できるもの	6年	88,900
人工喉頭	音声機能障害児・者で喉頭を摘出したもの	容易に使用できるもので、電動式若しくは笛式のもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000 気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとする。 電動式 70,100
ストマ用装具	膀胱又は直腸機能障害の障害児・者で、ストマを造設したもの	尿・便を処理するためのもの（皮膚保護剤を付帯することができる）	—	1ヶ所あたりの月額 蓄尿袋 11,700 蓄便袋 8,900
紙オムツ等	原則として3歳以上で、次に該当するもの 1 ストマ用装具を装着できないもので、必要とするもの 2 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のあるもので、必要とするもの 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもので必要とするもの 4 6歳以前に発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障害又はこれと同程度の障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの	次のいずれかの物とする。 ア 紙オムツ イ 脱脂綿、サラン、ガーゼ ウ 洗腸装具	—	月額12,000

収尿器	下肢又は体幹機能障害を有し、排尿障害のあるもの	容易に使用できるもの	1年	男性用 7,700 女性用 8,500
住宅改修費	別に定める	別に定める	—	200,000

(注)

- 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

※紙おむつ、蓄便袋、蓄尿袋の見積書は身体の状態変化等を考慮して6ヶ月分（見積書は1枚で可）までを限度として出すようお願いいたします。